

陸上自衛隊死体解剖規則

昭和 31 年 1 月 27 日
陸上自衛隊達第 92—1 号

改正 昭和 34 年 12 月 25 日達第 150—5—1 号 昭和 36 年 9 月 12 日達第 150—5—2 号
昭和 53 年 1 月 13 日達第 122—108 号 昭和 57 年 4 月 30 日達第 122—119 号
昭和 60 年 3 月 29 日達第 36—6—11 号 昭和 63 年 4 月 8 日達第 122—126 号
平成 19 年 1 月 9 日達第 122—215 号 平成 21 年 2 月 3 日達第 122—230 号

陸上自衛隊死体解剖規則を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 筒井 竹雄

陸上自衛隊死体解剖規則

(目的)

第 1 条 この規則は、防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和 29 年防衛庁訓令第 31 号。以下「訓令」という。）第 31 条から第 34 条までに規定する死体解剖（以下「解剖」という。）の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(健康管理者の任務)

第 2 条 健康管理者は、訓令第 31 条の各号の一に該当する場合は、当該駐屯地に勤務する医師又は歯科医師（以下「医官」という。）の意見を聴いて解剖を行う必要の有無を決定しなければならない。ただし、自衛隊中央病院及び陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院（以下「病院」という。）に入院中の患者が死亡した場合は、病院長が診療医官の意見を聴いてその要否を決定するものとする。

2 医官のいない行動中の部隊等において訓令第 31 条の各号の一に該当する場合があるときは、当該部隊等の長は、最寄りの駐屯地業務隊長（駐屯地業務隊を置かない駐屯地にあつては、駐屯地業務を担当する部隊等の長）又は病院長に協議し当該駐屯地又は病院に勤務する医官の意見を聴いて必要の有無を決定しなければならない。

3 前各項により、解剖を行う必要があると決定した場合における遺族の承諾は、隊員の分限、服務等に関する訓令（昭和 30 年防衛庁訓令第 59 号）第 18 条に規定する遺族への通知と同時にこれを求めるものとする。

(解剖施設の決定)

第 3 条 健康管理者は、解剖を行う必要があると認めたときは、訓令第 33 条本文に規定する病院又は同条ただし書に規定する部外病院のいずれかに委託して行うものとする。

(自衛隊の病院における解剖)

第 4 条 訓令第 33 条の規定により病院において解剖を行う場合は、訓令第 32 条に規定する者がこれを行う。

- 2 病院において解剖を行う場合、当該病院に死体解剖保存法（昭和 24 年法律第 204 号）第 2 条に規定する死体解剖資格（以下「資格」という。）を有する者がいないときは、他の自衛隊の病院又は部外の病院等からこの資格を有する者の来院を求めて、これに解剖を依頼して行わせることができる。

（医官の業務）

第 5 条 医官は、自衛官等の死亡の通報を受け、又は死体検案をしたときは、医学的見地に基き解剖を行うべきか否かを健康管理者に意見を具申又は通報しなければならない。

- 2 当該医官は、解剖に当たっては立ち会うものとし、その立ち会った結果を健康管理者に報告又は通報しなければならない。
- 3 当該医官は、次条第 1 項により解剖記録及び検査記録の提出があったときは、これについて医学的見地に基く意見を文書をもって健康管理者に述べなければならない。

（記録及び報告）

第 6 条 健康管理者は、第 3 条の規定により病院に解剖を依頼した場合は、訓令第 34 条に規定するところにより解剖記録、検査記録の写しの交付を求めるものとする。

- 2 前項に規定する解剖記録等は、防衛大臣直轄部隊等の健康管理者にあつては 2 部、その他部隊等の健康管理者にあつては 3 部の交付を求めるものとする。

（準拠する他の法規）

第 7 条 解剖を行うに当たり、この規則に規定する以外の事項については、関係の法律、政令及び省令の定めるところによる。

附 則

この規則は、昭和 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 34 年 12 月 25 日陸上自衛隊達第 150—5—1 号）

この達は、昭和 35 年 1 月 14 日から施行する。

附 則（昭和 36 年 9 月 12 日陸上自衛隊達第 150—5—2 号）

この達は、昭和 36 年 9 月 12 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 1 月 13 日陸上自衛隊達第 122—108 号）

この達は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 4 月 30 日陸上自衛隊達第 122—119 号）

- 1 この達は、昭和 57 年 4 月 30 日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 60 年 3 月 29 日陸上自衛隊達第 36—6—11 号抄）

- 1 この達は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。（ただし書略）

附 則（昭和 63 年 4 月 8 日陸上自衛隊達第 122—126 号）

この達は、昭和 63 年 4 月 8 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 9 日陸上自衛隊達第 122—215 号）

この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122—230 号）

この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。